

肺癌の認定要件に関する確認事項

平成20年3月28日

第19回さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会

肺癌の認定要件

- 1) 胸膜肥厚斑を伴う肺癌
- 2) 気管支肺胞洗浄液又は肺の病理組織検査でクロシドライト（青石綿）繊維が検出された肺癌
- 3) 最新の肺がん統計（人口動態統計など）を参考とし今回のアスベスト曝露の寄与が高いと考えられる肺癌
- 4) 遺伝子解析等で今回のアスベスト曝露の寄与が高いと考えられる肺癌
- 5) 今回の事件との関係が否定できない肺癌

以上の5つの要件を総合的に評価して、専門委員会で決定する。

なお、職員の肺癌発病に関しては、今回の曝露以前の要因による調査が必要と考える。

医学的な判断にあわせて法律的な判断が必要となる事例も多いと考えられることから、今後肺がんの認定に関する委員会には、区と保護者の推薦する法律関係者が関与した委員会構成とする。

以上